平成２５年（フ）第１３１８号
札幌市北区篠路９条４丁目８番15号　ルミエール９―102号
債務者　大地　満則
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３２３号
札幌市手稲区西宮の沢６条１丁目14番28―403号
債務者　工藤さゆみ
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５０号
札幌市豊平区西岡５条14丁目２番25号　樋口マンションＡ―102号
債務者　北原　時子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３５９号
札幌市中央区北６条西11丁目19番地１　カトレアパークイレブン201号
債務者　片岡　大樹
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６４号
札幌市豊平区平岸４条17丁目５番21号　メゾンルピナス306号
債務者　得能　隆志
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３６６号
札幌市中央区宮の森２条８丁目２番30号　ルピナス宮の森403号
債務者　村川　紀夫
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７０号
札幌市豊平区中の島２条８丁目２番５―101号
債務者　木元　直子（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３７４号
札幌市手稲区手稲本町２条１丁目３番８―203号
債務者　佐々木舞美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４０１号
札幌市中央区南３条西８丁目12番地１　ノンナ・ミーア803号
債務者　酒井　亜有
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４４号
群馬県高崎市新町2436番地３
債務者　達川麻子こと　羅　　麻子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３８号
新潟県燕市灰方210番地１、前住所新潟市西蒲区巻甲3252番地　リーブルⅡ102号
債務者　鬼頭久美子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４４号
新潟県三条市土場１番13号
債務者　竹之内健一
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第４５号
新潟県三条市北入蔵３丁目６番16号
債務者　原　　栄子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第８３号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の93　市営住宅３棟16号
債務者　尾関五百子
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第２４７号
静岡県沼津市柳沢１番地の10、前住所静岡県沼津市大塚990番地の11　県営原団地Ｋ―108
債務者　斉藤　直美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３７号
山口県宇部市上条１丁目５番20号
債務者　津村　伸育
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第６４号
山口県宇部市昭和町４丁目８番28―201号　ハイツ植木
債務者　藏藤　正信
1　決定年月日時　平成25年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月26日まで
山口地方裁判所宇部支部